

様式第4号（第7関係）

（申請先）茨木市長

〇年 〇月 〇日

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所 大阪府〇〇〇1-1-1
氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇
〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付申請書

茨木市屋外広告物除却・改修補助金の交付について、次のとおり申請します。

① 区分	<input type="checkbox"/> 東西軸における除却 <input type="checkbox"/> その他の区域における除却	<input type="checkbox"/> 東西軸における改修 <input checked="" type="checkbox"/> その他の区域における改修
② 事前協議結果通知番号	第 〇〇 号	③ 表示（設置）場所 茨木市〇〇一丁目1-1
④ 見積額	2,100,000円	⑤ 交付申請額 800,000円
⑥ 工事施行者 （屋外広告業者） ※改修の場合のみ	住所〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 大阪府〇〇〇2-2-2 氏名 〇〇〇〇株式会社 電話番号〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	屋外広告業の登録番号：第（1）2345号 登録（更新）年月日： 〇年 〇月 〇日
⑦ 表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者の承諾	<input checked="" type="checkbox"/> 本件広告物等の除却・改修について、表示（設置）場所又は物件の所有（管理）者及び本件広告物等の所有者又は占有者から承諾を得ている。	

コメントの追加 [i1]:
見積額は補助対象経費のみ、税抜きの額を記載してください。（壁面のうち広告物の設置されていない部分の補修などは、同一の工事で行っても対象経費となりません）

コメントの追加 [i2]:
・対象経費の1/2で、東西軸100万円
その他の区域50万円を上限額として算出
・改修・除却する広告物ごとに上限額を算出できます。
この例では屋上広告物に150万円の経費（補助率1/2で75万円で上限額の50万円）、壁面広告物に60万円の経費（補助率1/2で30万円）を想定しています。

除却・改修対象広告物等の内訳

広告物等の種別	市条例等不適合内容	除却・改修後の大きさ等
<input checked="" type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 種類：屋上広告物 内容：茨木レストラン	建物高さが10mで、広告物の縦幅が4mになっている	縦幅が1.5mとなる
<input checked="" type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 種類：壁面広告物 内容：ピザ・パスタ等	壁面の面積が100㎡で、広告物の面積が40㎡となっている	表示面積が10㎡となる

事前協議における意見に対する対応（意見ありのときのみ対応を記載）

意見なし 意見あり
屋上広告物の色彩について、彩度を下げたものに変更した
壁面広告物に使用する文字数を見直し、最小限の情報の記載にとどめた

【添付書類】（事前協議時に提出したものから変更があるもののみ添付（事前協議結果通知書の写し及び委任する場合の委任状は必須））

- 付近見取図 配置図（除却・改修前後のもの） 現況カラー写真 除却等に係る見積書
- 改修後の広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造を明らかにした図面等（除却の場合は不要）
- 立面図 意匠図 構造図
- 茨木市屋外広告物ガイドライン内容適合チェックリスト（様式第2号）（除却の場合は不要）
- 茨木市屋外広告物除却・改修補助金交付事前協議結果通知書の写し
- 協議者が当該協議手続を代理人に委任する場合は、委任状 その他市長が必要と認める書類

コメントの追加 [i3]:
壁面の補修など他の工事とまとめた見積書しかない場合は、そちらの添付が可能ですが、どれが補助対象経費となるか分かるようにしてください。

コメントの追加 [i4]: この2点の添付は必須です。